

騒音規制法の特定建設作業

(法第2条、施行令第2条、別表第2)

1	くい打機を使用する作業 (もんけんを除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。) くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 (圧入式くい打くい抜機を除く。くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に1日50m以上移動する作業を除く。) ※ハンドブレーカー、油圧式ブレーカーなどすべてのさく岩機が対象
4	空気圧縮機を使用する作業 (原動機の定格出力が15kw以上のもので、電動機を除く。さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	バックホウを使用する作業 (原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)
8	ブルドーザーを使用する作業 (原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)

※6、7、8号のうち、平成9年9月22日環境庁告示第54号「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」(低騒音型建設機械)は除く。